

2018年12月6日

経済レポート

けいざい早わかり(2018年度第3号)

相次いで発効するメガFTA

調査部 主任研究員 中田 一良

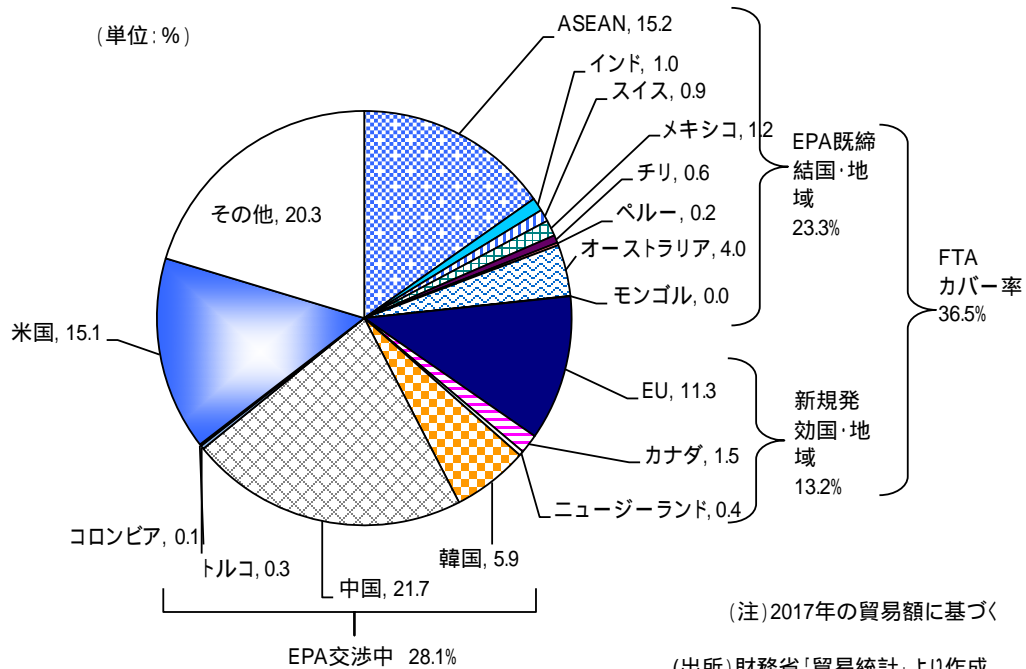
【目次】

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| Q1. TPP11 と日 EU・EPA が発効するそうですね。…………… | p.2 |
| Q2. 関税引き下げの具体的なスケジュールはどうなっていますか？…………… | p.3 |
| Q3. 日本が進めている他の貿易交渉はどうなっていますか？…………… | p.4 |
| Q4. 関税引き下げが日本の農業に及ぼす影響が心配です。…………… | p.6 |

Q 1 . TPP11 と日 EU・ EPA が発効するそうですね。

- ・ TPP11 協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership、CPTPP、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)は、TPP協定に署名した12か国から米国を除く、日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポールの11か国が参加する経済連携協定(Economic Partnership Agreement、EPA)であり、2018年3月に署名が行われました。
- ・ 2018年10月31日までに日本、オーストラリア、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポールの6か国が発効のための国内手続きを終えており、TPP11の規定に従い、同年12月30日に発効することが決まりました。また、ベトナムは同年11月に国内手続きを終えており、2019年1月14日にTPP11発効国は7か国となります。署名を行っている11か国以外に、コロンビアなどがTPP11への参加を希望しており、将来、参加国が増加する可能性があります。
- ・ 日EU・EPAは、2018年7月に署名が行われました。日EU・EPAは、承認手続きの完了を互いに通報した日の翌々月の初日に発効することになっています。現在、日本、EUで承認手続きが行われているところであり、2018年中に手続きが完了すれば2019年2月1日に発効することになります。
- ・ TPP11と日EU・EPAは、参加国のGDPの合計がそれぞれ10.6兆ドル、22.2兆ドルと大きいことから、メガFTAと呼ばれています。これらは、いずれも高い水準の貿易自由化を実現するものであると同時に、知的財産、サービス、政府調達など幅広い分野をカバーする協定です。これらの発効により、協定参加国間の貿易障壁が削減されて貿易が活発化することに加えて、貿易・投資に関するルールが整備されて、協定参加国において日本企業の経済活動が行いやすくなると期待されます。
- ・ 安倍政権は、FTA(Free Trade Agreement、自由貿易協定)締結国との貿易額が貿易総額に占める割合であるFTAカバー率を2018年に70%に引き上げることを目標としていました。TPP11と日EU・EPAが発効すると、日本はカナダ、ニュージーランド、EUとEPAを初めて締結することになり、FTAカバー率は23.3%から36.5%に上昇します。目標とする70%には達しないものの、目標とする水準の過半に達することになります(図表1)。

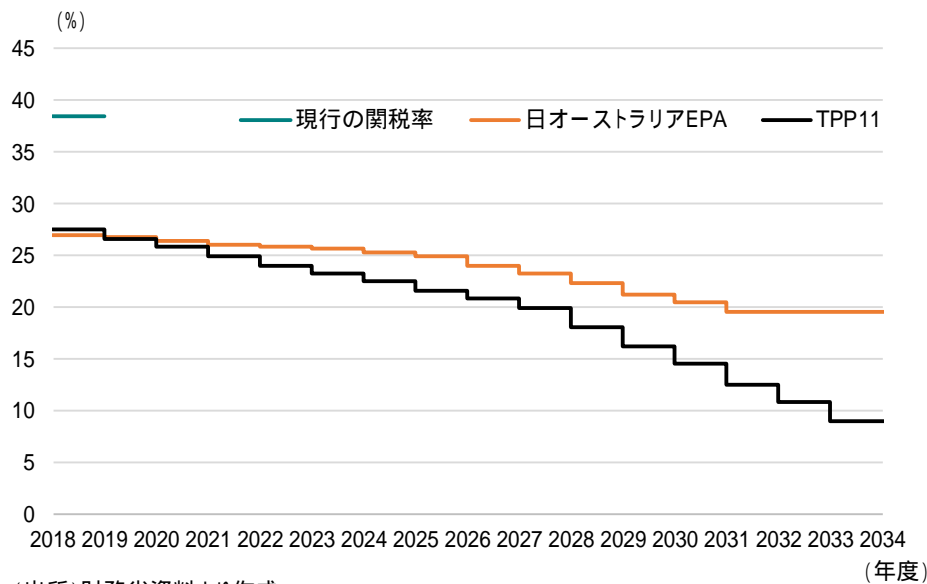
図表 1 . 日本の F T A カバ ー 率



Q 2 . 関税引き下げの具体的なスケジュールはどうなっていますか？

- ・ T P P 11 の関税撤廃率（無税である品目数が全体に占める割合で、発効前に無税であった品目も含む）は、日本は 95%（工業製品は 100%、農林水産物は 82%）、他の参加国は 99%～100%となっています。このうち、日本は T P P 11 発効時に、工業製品の 95.2%、農林水産物の 52.9%の品目が無税になります。そして、2019年4月1日に協定発効後2度目の関税の引き下げが行われ、以後、毎年4月1日に引き下げられます。このように関税の引き下げが進むなかで、関税率が過去に締結した E P A の水準よりも低くなる品目があります。
- ・ たとえば、2018年12月現在、牛肉の関税率は 38.5%ですが、日オーストラリア E P A の牛肉に対する関税率は、生鮮のもの及び冷蔵したものは 29.3%、冷凍のものは 26.9%となっています。T P P 11 では、いずれも発効時に 27.5%に引き下げられ、2019年4月1日には 26.6%になります。日オーストラリア E P A の関税率も同年4月1日に引き下げが行われますが、T P P 11 の関税率のほうが低く、T P P 11 を活用することにより、オーストラリアから低い関税率で牛肉を輸入することができます。T P P 11 の牛肉の関税率はその後引き下げが行われ、2033年4月には 9%になります（図表 2）。
- ・ なお、T P P 11 では、輸入量が急増した場合に関税率を引き上げることができるセーフガードが設定されています。その水準は発効時から4年目までは 38.5%に設定されており、その後は段階的に引き下げられることになっています。

図表 2 . 日本の牛肉（冷凍のもの）の関税率



- ・ 日EU・EPAの関税撤廃率は、日本は94%、EUは99%と高い水準です。日EU・EPAは発効日が現時点では確定していませんが、2019年3月までに発効した場合、日本では、発効時に関税が引き下げられた後、2019年4月1日に協定発効後2度目の関税引き下げが行われることとなります。
- ・ 日本の輸入ワイン（容器入り）の約6割（数量ベース）はEUからのものであり、現在、EUから輸入するワインには、15%または1リットルあたり125円のいずれか低い関税が適用されています。この関税が、日EU・EPA発効時に撤廃されます。
- ・ なお、EPAによる関税引き下げのメリットは、協定が発効すれば自動的に生じるわけではありません。そのメリットを享受するためには、輸入企業が必要な手続きを行う必要があります。つまり、企業がEPAを積極的に活用することによって、メリットを享受することができることとなります。

Q 3 . 日本が進めている他の貿易交渉はどうなっていますか？

- ・ 現在、日本は、東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP）、日トルコEPAなどの交渉を行っています。RCEPは、日本、中国、韓国、ASEAN10か国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの16か国が参加しており、参加国のGDPの合計は約25兆ドルと世界のGDPの3割を占めるメガFTAです。
- ・ RCEPは、2013年に第1回目の交渉会合が開催され、物品貿易（関税引き下げ）、投資、サービス、政府調達などの分野で交渉が行われています（図表3）。交渉開始からすでに5年以上が経過し、経済技術協力、中小企業、政府

調達、税関手続・貿易円滑化など合意に達した分野もありますが、物品貿易などの分野では合意に至っておらず、2018年のRCEP閣僚会議では、2019年の妥結を目指して交渉を行うことになりました。

- ・ RCEPが今後、合意に至れば、日本は、中国、韓国とEPAを初めて締結することになります(その他の国とは二国間EPAなどを締結済み)。両国は日本にとって貿易額が大きな国であり、日本から両国に輸出する品目には関税がかかっているものもあることから、RCEPによる貿易自由化のメリットは大きいと考えられます。さらに、RCEPは、アジア・太平洋地域の多くの国をカバーするものであることから、RCEPが発効すれば、これらの国を中心にサプライチェーンを構築している企業は、より大きなメリットを享受できる可能性があります。
- ・ もっとも、RCEPには、インドなど関税の引き下げに積極的とは言えない国が参加していることもあり、TPP11のような高い水準での貿易自由化の実現は難しいとみられています。今後、継続して行われる交渉が妥結するかどうかは、物品貿易分野の交渉が鍵を握っていると考えられます。

図表3 . RCEPの交渉分野

| | | |
|----------------------------|----------|--------|
| 物品貿易 | サービス貿易 | 知的財産 |
| 原産地規則 | 金融サービス | 電子商取引 |
| 税関手続・貿易円滑化 | 電気通信サービス | 経済技術協力 |
| 衛生植物検疫措置(SPS) | 人の移動 | 中小企業 |
| 任意規格・強制規格・適合性評価手続(STRACAP) | 投資 | 政府調達 |
| 貿易救済 | 競争 | 制度的規定 |

(出所)外務省資料より作成

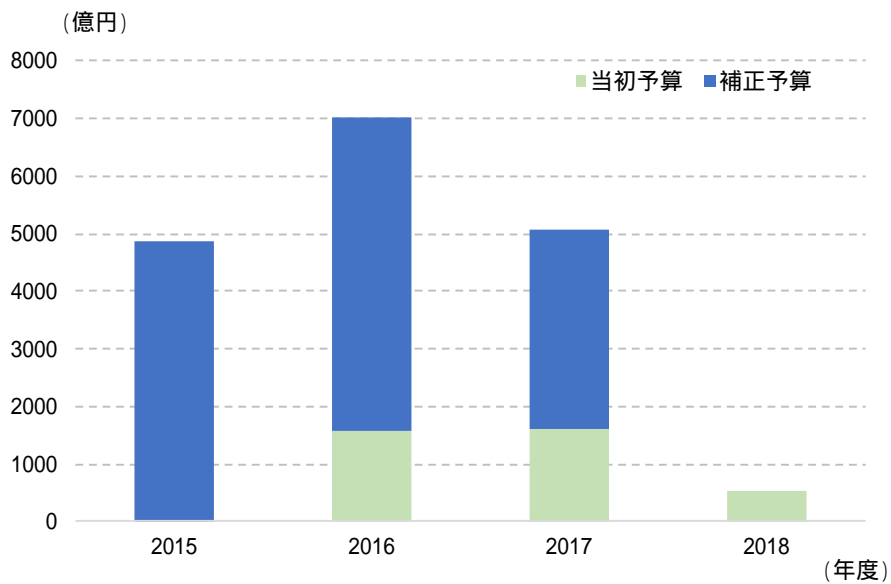
- ・ 2019年から、日本と米国の間で、物品貿易協定(Trade Agreement on Goods, TAG)の交渉が開始される見込みです。この交渉が行われている間は、日本は、米国が現在検討している自動車に対する追加関税の対象外となることが日本政府によって確認されています。
- ・ 交渉開始にあたり、日本は、農産物の市場開放についてはTPPでの合意内容が限度としています。対日貿易赤字の削減を目指す米国は、農産物や自動車の輸出を増加させようとしていると考えられます。米国はTPPから離脱したために、関税面では競合相手のオーストラリアよりも不利な状況に置かれており、日本の農産物市場の開放に関して強い姿勢で臨んでくる可能性があります。

- ・ また、米国は北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement、N A F T A）の見直し交渉で、無税で輸入する自動車の台数に上限を設ける数量制限を盛り込みました。米国は、日米の物品貿易協定においても、こうした数量制限を導入しようとするとも考えられます。物品貿易協定の交渉は、日本にとって厳しいものとなると予想されます。

Q 4 . 関税引き下げが日本の農業に及ぼす影響が心配です。

- ・ 日本では、関税引き下げにより農業に大きなマイナスの影響が及ぶと懸念される場合には、これまでも政府による対策が実施されています。ウルグアイ・ラウンドの合意により農産物の関税引き下げが行われることになった時に、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に基づき、1994年度補正予算から2001年度第二次補正予算にわたって、事業規模で総額約6兆円（うち国費は2兆6700億円）の対策が実施されました。その主な事業は、農村整備事業などの公共事業や、地域の農業生産の高度化や農産物の付加価値向上等のための施設整備の事業などでした。
- ・ 2015年10月にTPPの大筋合意に至った時に、TPP参加国からの農産物の輸入が増加することが懸念されたことなどから、「総合的なTPP関連政策大綱」が2015年11月にまとめられ、その後、2017年7月のEU・EPAの大枠合意を受けて、「総合的なTPP等関連政策大綱」に改訂されました。この政策大綱に基づき、農林水産業関連施策が2015年度補正予算から実施されており、2017年度補正予算までの総額は約1兆円となっています。
- ・ 政策大綱には、農林水産業関連施策以外にも、輸出促進によるグローバル展開推進のための施策や、TPP等を通じた国内産業の競争力強化のための施策などが盛り込まれています。政策大綱関連予算は2015年度から2017年度までは毎年5000億円から7000億円程度が計上されており、これまでの予算総額の累計は1.7兆円程度となっています（図表4）。農林水産業関連を中心とするこれらの施策は、今後もしばらくは継続されると考えられ、日本の農林水産業の競争力の強化に寄与することが期待されます。
- ・ また、EPAは相互に関税を引き下げるものであることから、日本からTPP11参加国やEU向けに農林水産物の輸出が増加する可能性があります。日本の農林水産業にとってもEPAの締結はマイナスの影響のみをもたらすわけではないと考えられます。

図表4 . 総合的なTPP等関連政策予算の推移



(出所)TPP等政府対策本部ホームページより作成

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。